

令和2年度八王子市農業委員会第9回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年12月24日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時30分 まで
- 4 出席委員 (20名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂 | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 22番 井上正芳 |

- 5 欠席委員 (2名)

- | | |
|----------|---------|
| 20番 町田裕通 | 21番 石川研 |
|----------|---------|

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主事 清水慶秋 |

平成2年度（2020年度）
八王子市農業委員会 第9回総会 議題

（令和2年12月24日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第8 東京都農業会議が取りまとめる「都への意見提出ならびに国への要望」について

【報告案件】

- 第9 農地の権利取得の届出について
- 第10 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第9回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しておりますが、あわせて総会の円滑な進行につきましてもご協力をお願いいたします。欠席通告のあった委員を報告します。第20番町田裕通委員、第21番石川研委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」11月1日から11月30日までの届出分（12件）

第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」11月1日から11月30日までの届出分（17件）を報告。

事務局

第1及び第2について報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(10件)

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第5「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」所有者は相模原市に在住。申請地は打越町にある1筆。土地の現況地目は山林、現況となった時期は昭和60年頃。当該地は市街化調整区域に属し、農用地区域外。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。

11月16日、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、医療法人北野台病院から約240m南西に位置する西向きの斜面地です。全体的に樹木が生い茂っている状況であり、篠等の雑木が繁茂していました。また、地面はぬかるんでおり、湿地のような状況で、立ち入りできない箇所もありました。当該地へ入る際、3メートル以上の高低差があり、急こう配であるため、農機具等の搬入も困難だと思われます。長年耕作の用に供されていないため、この状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員 地図でいうと向かって左側のエリアにはゴミが埋まっており、申請区域全体が市街化調整区域ということもあり、山林化していることが確認できます。住宅が隣接していることもあり、放置していると今後危険な状態になることも予想されます。そこで今後所有者が当該地についてどの

ように管理していくのか、隣接地との関係も含めてお聞きしたいと思います。

事務局 本件の登記地目は畑であります。現況が山林であるため登記地目を山林に変更すると聞いております。現在の所有者が所有権移転をする予定であると聞いておりました。今後は新たな所有者が適切に維持管理していくということに関係所管から聞いております。

農業委員 当該区域は今後も市街化調整区域であると思いますので、引き続き適切に維持管理していただきたいと思います。

農業委員 この山林化している状態になって35～36年経っているとのことですが、どのように山林化するに至ったのかということと、住宅に隣接しておりますので、近隣から苦情がなかったのかということ、この2点をお聞きしたいと思います。

事務局 当該地が所在する区域は開発して住宅を建設する予定の区域でありましたが、途中でその計画が頓挫し現在のような状態となりました。近隣からの苦情につきましては、荒れている等の苦情はございました。今回の証明の願出はこのような状態を踏まえ、所有権移転するにあたり出されたものでございます。

農業委員 昭和60年頃から現在のような状態になったとのことですが、写真の1を見ると竹藪になっているように思われます。この1の竹藪のようになっている部分の面積を教えてください。また、竹藪はタケノコが生育していることが多いですが、この部分について農地と判定することはできないのですか。

事務局 1の竹藪になっている部分の正確な面積は把握しておりません。その他の竹林部分についても手入れがされておられません。タケノコが生育している等の管理がされていれば、農地と判断できるのですが、申請地の竹林部分についてはそのような管理がされていないので、山林化しているとの判断に至ったものでございます。

議 長 他にご質問はありませんか。ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は中野町の土地6筆、計5,134㎡。買取申出事由の生じた者について、住所は中野山王一丁目、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年9月20日」。年齢は「92歳」、年間従事日数は「300日」。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは、ご報告いたします。12月9日、事務局職員とともに現地を確認し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は、小さい頃から親の手伝いをして農業に携わり始めました。ブロッコリー、トマト、ナス、キュウリ、スイカ等を栽培し、収穫した作物は青果市場や農業協同組合に出荷していました。令和元年の夏に脳梗塞で倒れ入院することとなり、その後退院しましたが、悪化により再入院することになりました。その後令和2年9月20日に心不全が原因で92歳で亡くなりました。父が入院中は、息子さん、母が、農地の維持管理を行っていました。今回の調査により、願出があった生産緑地について、お元気だったころは、中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち買取の申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は元八王子町、耕作面積は1,754㎡。相続開始年月日は令和2年6月9日。相続人について、住所は城山手、年齢55歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は元八王子町にある1筆、561㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成23年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。12月8日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする土地の一部は、地区番号795の生産緑地指定を受けている農地です。当該地の南東側には梅が植栽されており、その他ではネギ、春菊、スナップエンドウ、ハウレンソウ、ニンジン等の露地野菜が作付けされていました。作付けされていない部分は耕うんされていました。収穫物は、50軒程の住宅に配達しているほか、朝市で直売しているとのことでした。願出者は、平成23年頃から家の手伝いで農業に携わるようになり、仕事が休みの日に父と一緒に農作業を手伝いながら農業技術を習得しました。父が亡くなってからは、母と一緒に農業に従事していました。今後ともこれまでと同様に農業経営を続けていくとのことでした。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を

受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第8「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第8について説明。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第8については、この内容で決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第9「農地の権利取得の届出について」を報告。（5件）。

議長 ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（1件）。

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第1番 米津元一委員

第2番 熊澤治彦委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度八王子市農業委員会第9回総会を閉会します。

《午後2時30分閉会》